

川越市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、川越市の教育に資するため、川越市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。

- (1) 川越市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定及び変更
- (2) 川越市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事項に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議において、事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。議事録は、前条ただし書きの場合にあっては、

公表しないことができる。

(関係職員の出席)

第8条 構成員が必要と認めた職員は、会議に出席させることができる。

(事務局)

第9条 総合教育会議の事務局を政策財政部政策企画課に置く。

2 教育総合会議には、教育総務部長及び教育総務課長が幹事として出席するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。